

ヨリ 詳細名義、年入ヲ專スヘク注意セラレタルニ
憤慨シ店主ニ向ヒ反抗約言辭ヲ弄セルニ端ヲ發
シ双方激論、結果店主ハ即時解雇、言渡ヲ専
シタルカ之ニ對シ浜田与一ハ平素出入セル評議
会大改一報勞働組合事務所ニ列リ右事情ヲ
訴ヘ應援ヲ依頼セルニ同組合員ナル浜田新三
郎 朝田某、二名ハ之レヲ快諾シ金日後八時頃浜
田ト共ニ復職嘆願ヲ申出テタルニ拒絶セラレタル
寧メ之ニ同情ラ寄セタル山水俊太外四島ハ二十
七日左記七項目、要求書ヲ提出シタル七何等、回
答ナカリシニヨリ別記宣言ノ下ニ二十八日午后二時
頃、朝日新聞訪政機ローマ着、歸外配達ヨリ
同盟罷業ラ決行シ尚予テ親交アル西成朝鮮房
労働組合委員長金達桓ニ交渉シ市内西成区長
橋通セ丁目全組合事務所ヲ争議団本部ニ借用
シタルカ一方店主側ハ前記五名ニ對シ一昨二十八日
解雇、申渡ヲ専スト共ニ他ヨリ三名、應援ヲ得

家族二名ト共ニ其、配達ヲ専シ居レルヲ前記五
業者ニ對シテハ能追責候ナル懲度ヲ以テ隨ニ及
、如ク経過注意中

左記

要 求 書

- 一 本店規定通り昇給セシムルコト
- 一 附緑、配達算ニ付テモ本店ノ規定通り支給リレ
タキエト
- 一 朝日年鑑販賣ニ付各支店ト同様利益ヲ配分セ
ラレタキコト
- 一 今迄、支給セラレサリシ附緑配達年当及年鑑販
賣利益金ヲ全部計算シテ支給セラレタキコト
- 一 当販賣店ハ人權ヲ無視スル嫌アル故ニ今後優
遇セラレタキコト
- 一 本件ニ對シ解雇者ヲ出サヘルコト
コト
- 一 右六項目ヲ二十八日午後二時迄二回登セラレタキ
コト